

情報

関連手続きもお忘れなく
引越手続きなどのご案内



◀混雑緩和のため、来庁前に市民課窓口の混雑状況の確認にご協力をお願いします

転出、転居の届け出

届け出の種類	届け出の期間	手続き	持ち物	問合せ(届け先)
転出 (三島市から他市区町村へ引越し)	引越し予定日の14日前から受付	転出局	本人確認書類(運転免許証など)	市民課 ☎983・2602
		国民健康保険(該当する人)	国民健康保険証(兼高齢受給者証*)、限度額適用認定証*、特定疾病療養受療証*	保険年金課(国保係) ☎983・2604
		後期高齢者医療制度(該当する人)	後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証*、限度額適用認定証*、特定疾病療養受療証*	保険年金課(高齢者医療係) ☎983・2710
		介護保険(該当する人)	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証*、介護保険負担限度額認定証*など	介護保険課 ☎983・2607
		児童手当・子ども医療(該当する人)	子ども医療費受給者証	子育て支援課 ☎983・2712
転居 (三島市内の引越し)	引越し日から14日以内	転居届	本人確認書類。持っている人は、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード(外国人のみ) ※各保険証などは、転出時に準じる。	市民課 ☎983・2602

*該当する人のみ必要

小・中学校の転校(転出時)

市外へ転出する場合の転校の手続きは、おおむね次のとおりです。

- ①在籍している学校と転入先の学校へ連絡
- ②市民課で「転出証明書」と「学齢児童・生徒異動通知書」の交付を受ける
- ③在籍している学校へ「学齢児童・生徒異動通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受ける

☎ 閩学校教育課 ☎ 983・2670

上下水道料金など公共料金の清算

上下水道料金お客さまセンター ☎ 983・2828 まで連絡をお願いします。電気・ガス料金などの精算は、契約している電力会社などへお問い合わせください。

各種障害者手帳・受給者証などの手続き

各種手帳 ▶ 身体障害者手帳 ▶ 療育手帳 ▶ 精神障害者保健福祉手帳

受給者証 ▶ 重度心身障害児・者医療費助成金受給者証 ▶ 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証 ▶ 特別児童扶養手当受給者証 ▶ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給者 ▶ 障害福祉サービス等受給者証 ▶ ゆずりあい駐車場利用証(該当する人)

☎ 各種手帳・受給者証または証書(特別児童扶養手当受給者)、印鑑、マイナンバーカード

☎ 障がい福祉課 ☎ 983・2612

3月・4月は市役所本館駐車場が混雑します。市営中央駐車場をご利用の上、駐車券をお持ちください。(無料)

3月26日(土)・4月2日(土)午前8時30分～正午 土曜サービスコーナーで住所異動の一部届出ができます

【受付できる届け出・証明書】※住民異動、印鑑登録は市民課でのみ受付

◆住民異動届(転入・転出・転居)

- ①転入届受付時に前住所地の市区町村の役所・役場と連絡がとれない場合、再度来庁をお願いすることがあります。
- ②異動届に伴う各被保険者証、国民年金、子育ての手続きは、後日受付となります。

◆戸籍の証明*、住民票の写し*、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録

※現在のもののみ交付可。委任状による申請は受付できません。

☎ 市民課 ☎ 983・2602

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用(記載なしは無料)・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み(記載なしは不要)・問問合せ

情報

いつもと様子がちがうと思ったら 声をかけてみてください
その声かけが、ゲートキーパーへの第一歩



◀詳細はこちら

ゲートキーパーとは、身の回りの悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守る人のことです。相手の辛さや不安を受けとめ、どうしたら気持ちを落ちつかせられるかを一緒に考え、手助けすることが大切です。

【まずは、体調を気遣う声掛けをしてみてください】

- ▶表情が暗く、元気がない→元気がないけど大丈夫？
 - ▶仕事で失敗が目立つ→どうしたの？無理しないでね
 - ▶体調不良を訴える→疲れてるね。眠れてる？
 - ▶口数が少なく、周囲と交わるのを避ける→何か心配事でもあるの？よかったら話して
 - ▶投げやりな態度→何か悩んでいる？無理してない？
- ※団体向けにゲートキーパー養成講座やこころの健康講座を随時行っています。

☎健康づくり課 ☎ 973・3700

■あなたの居場所になります～図書館

企画展示「たいせつなあなたのために」を行います。

様々な観点からいのちについて考える図書を紹介します。

時4月27日(水)まで

場図書館本館1階一般図書コーナー・中郷分館

問図書館 ☎ 983・0880、中郷分館 ☎ 982・5102

■大切な人を自死で亡くされたあなたへ

一人で悩まないでください 面接相談「すみれ相談」

時4月20日(水)

場東部健康福祉センター（沼津市）

申・問※要電話予約、匿名可

静岡県精神保健福祉センター ☎ 054・286・9245

■自死遺族のつどい 東部わかちあい すみれの会

時3月19日(出)午後1時30分～3時30分

受付 午後1時20分から※原則第3土曜日

場ぬまづ健康福祉プラザ

☎中止となる可能性があるため、開催前にホームページまたは電話で確認をお願いします。

問静岡県精神保健福祉センター ☎ 054・286・9245

情報

～自らの命は自ら守る 自らの地域は皆で守る～
地震への備え

静岡県から西日本にかけての広い範囲で大きな被害が想定される「南海トラフ地震」はいつ起きてもおかしくないとされています。政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の40年以内の発生確率を、これまでの「80～90%」から「90%程度」に引き上げました。

今一度、家族や職場、近隣住民と地震発生後の行動について話し合い、備えを見直しましょう。

■南海トラフ地震がもし発生したら・・・

▶市内の最大震度は？

震度6弱が想定されています。固定していない家具の大半が移動し、倒れてくる場合もあります。

▶何をどのくらい備えておくべき？

水・食料のほかにも、地震の揺れで下水道管などが損傷し、水洗トイレが使用できない場合があるため「携帯トイレ」などの備蓄もしておきましょう。また、被害が広範囲に及ぶことが想定されるため、最低3日、できれば7日分の備えをしましょう。

■自主防災組織の「活動班の役割」 危機管理課職員による動画解説！！

支援側の人数が圧倒的に少なくなる大規模災害時には、自治会・町内会を中心に地域で互いに助け合うことが、身近な人の命を救う大きな力となります。自主防災の必要性や、活動班の役割を市公式YouTubeチャンネルで解説しています。「初めて自主防災会の役員となる人」や「災害時の備えとして何をしたら良いか分からない人」にもお勧めです。ぜひご覧ください。

▶自主防災組織の必要性和編成（共通編）

自主防災組織の必要性や自主防災組織の編成などについて解説しています。

▶自主防災組織「活動班の役割」（各班編）

情報班や啓発班、消火班など各班の役割について解説しています。

問危機管理課 ☎ 983・2751



◀動画解説はこちら